

事務連絡

平成20年12月4日

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年9月10日から12日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について改めて別紙により通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

- 注1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2. 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3. 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署への指示・指導

局実施計画（貴局における「労災補償給付業務実施要領」）については、平成20年度版において長期未決対策が整備されたところであるが、以下のような事項について実施できていない状況がみられた。

このため、局実施計画の確実な実施について、関係職員に対する指導を徹底すること。

ア 署長の指示・指導

署長は、具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、調査実施の指示に当たり、処理期限を示さないなど指示に具体性を欠くもの。

イ 調査計画書の報告

(ア) 脳心、精神障害等事案は、「調査計画書(処理経過票)」に請求書写を添付し、受理日から1週間以内を目途に、労災補償課長あて報告しなければならないにもかかわらず、受理日から1か月を超えて報告しているもの。

(イ) 補正した脳心、精神障害等事案の調査計画書は、補正後1週間を目途に局あて写を報告しなければならないにもかかわらず、写を報告していないもの。

(2) 年金業務関係

年金給付に係る入力処理においては、OCRが正しく決議書の内容を読み取っているか確認作業を行わなければならないにもかかわらず、これを行っていないことを原因とする基本権取消事案がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

2 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定す

べきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察実施後の措置

局長あての是正改善措置状況報告書について、局長まで報告すべきにもかかわらず、労働基準部長の決裁にとどまっている状況がみられた。

このため、是正改善措置状況報告書について、局長及び関係部課長が措置状況を確認する体制を整備すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

岩見沢労働基準監督署

平成20年9月10日実施

【是正指示事項】

1 現金領収証書

供用後の現金領収証書等は、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち、役職が上位の者を保管責任者として指定しなければならないにもかかわらず、保管責任者に該当する労災課長がその指定を受けていない状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

2 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には、納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」の表示をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印を押印していない状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

中央労災補償業務監察結果

札幌東労働基準監督署
平成20年9月11日実施

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、北海道局が策定した「労災補償給付業務実施要領」に基づき、補正した脳心、精神障害事案の調査計画書は、補正後1週間を目途に局あて写を報告しなければならないにもかかわらず、写を報告していない事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

事 務 連 絡

平成20年12月4日

埼玉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年10月28日から31日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

注1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】	
	【措置予定】	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

埼 玉 労 働 局

平成20年10月31日実施

【是正指示事項】

1 局実施計画の周知

局実施計画(貴局における「労災補償業務実施要領」)については、平成20年度版において長期未決対策が整備されたところであるが、未だに十分な周知が図られていない状況がみられた。

このため、速やかに署長会議を開催し、署長及び関係職員に対して周知徹底すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署への指示・指導

上記1で指摘したとおり、局実施計画が周知徹底されていないこと等を要因として迅速・適正処理に関して以下のような状況がみられたので、局実施計画の周知と併せて、局による指導を徹底すること。

ア 事案検討会による検討

複雑困難事案については月に1回以上定期的に事案検討会において検討しなければならないにもかかわらず、受付後3か月間は検討しないこととしていたもの。

イ 署長の指示・指導

(ア) 19年度に受付した事案ではあるが、請求書受付後、6か月間にわたり署長の指示が行われなかったため、何も調査が実施されていないもの。

(イ) 処理状況に応じた調査等の実施方法、内容、時期等を明らかにした指示を行わなければならないにもかかわらず、期日を示した具体的かつ実効性のある指示・指導を行っていないもの。

ウ 調査計画書の記載

調査事項の追加・削除が生じた場合や調査時期等の変更が生じた場合は、その内容が調査計画書に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

エ 処理経過簿の記載

(ア) 管理者は、複雑困難事案について処理内容を速やかに処理経過簿に記

載させ、記載状況の点検、指示を的確に行わなければならないにもかかわらず、受付から3か月間の調査事跡を記載していないもの。

- (イ) 事案検討会等における署長の指示・指導事項及び局からの指示・指導事項について、その内容を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

(2) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項を履行していない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

(3) 労災診療費の適正処理状況

局実施計画において、誤請求の多い医療機関に関しては、その対象を明確に定めた上で、個別指導を計画的に行わなければならないにもかかわらず、個別の実地指導を行っていない状況がみられた。

このため、個別の実地指導については、その対象を明確に定めた上で、計画的に取り組むこと。

(4) OCR入力

請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理をしなければならないにもかかわらず、遅延している状況がみられた。

このため、請求書のOCR入力が遅延することのないよう事務処理体制の整備について署を指導すること。

(5) 特定データ用カードの管理

OCRの特定データ用カードについては、貴局において紛失があったため、平成19年7月24日付け埼労総発第129号・埼労基発第25号「労災行政情報管理システムにおける端末装置の運用管理に係る特定データ用カード等の

紛失について」により本省報告しているが、報告に当たり、端末操作カードの適正管理の徹底について、労働基準部長名で署長へ指示しているにもかかわらず、端末操作時以外においても常時OCRに差したままとなっている状況がみられた。

このため、通達に基づいた適正な管理の下でカードを使用するよう署への指導を徹底すること。

3 監察実施後の措置

- (1) 法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して文書により是正改善を指示すべきにもかかわらず、特段の理由もなく、口頭指導にとどまっている状況がみられた。

このため、監察の結果、是正改善を要する事項については、文書により是正改善指示を行い、期限を定めて是正改善状況を文書で報告させ、その状況を確認すること。

- (2) 署に対する指摘・指導事項は、総務部長も参画の下に検討すべきにもかかわらず、総務部長が参画していない状況がみられた。

このため、総務部長も参画して組織的に検討する体制を整備すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

埼 玉 労 働 局

平成20年10月30日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

2 滞納処分の実施状況

保険料を滞納する事業場で一部納付や債務承認に応じない事業場に対して計画的に財産調査を行った上で差押え手続を行わなければならないにもかかわらず、預金や売掛金などの財産調査を計画的に行っていない状況がみられた。

このため、計画的に財産調査を実施し、差押え等の措置を講ずること。

3 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 局における問題

ア 現金領収証書

平成20年3月25日付け基徴発第0325001号「現金領収証書（領収済報告書）の様式変更及び切替等について」において、収入官吏が保有している未使用の現金領収証書は、返納のための決裁後、物品管理官へ返納するよう指示されているにもかかわらず、局所属の収入官吏からの物品管理官への返納が行われていなかった。

このため、直ちに、未使用の現金領収証書は返納させ、物品供用簿との突合の上、不正使用できないように廃棄処分すること。

さらに、平成20年3月26日付け事務連絡「現金領収証書（帳票種別30825及び帳票種別30845）の廃棄等について」により、既に本省労働保険徴収課へ報告した廃棄数量について、直ちに是正報告すること。

イ 現金出納簿

分任収入官吏代理が払込みを行う場合において、現金出納簿の決裁欄の取扱者の印は代理者の印でなければならないにもかかわらず、本人の印となっており、また、摘要欄に代理終止の記載のないものがみられたので、手引等に基づく適正な処理を行うこと。

(2) 署における問題

署における事務処理において、以下のような状況がみられたので、局による指導を徹底すること。

ア 現金領収証書

- (ア) 物品管理官から現金領収証書等の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入が漏れていたもの。
- (イ) 供用後の現金領収証書等は、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち、役職の上位の者が保管管理者として指定されなければならないにもかかわらず、収入官吏が発令されていない労災課長を指定していたもの。
- (ロ) 書損した現金領収証書については、書損の表示とともに右側余白に書損年月日、書損理由及び書損後の経過を記入しなければならないにもかかわらず、書損年月日を記入していないもの。

イ 現金出納簿

複数の領収をまとめて記載する場合には、現金出納簿の摘要欄に外〇〇件と記載しなければならないにもかかわらず、その記載が漏れていたもの。

ウ 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には、納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」の表示をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印を押印していないもの。

4 労働保険事務組合に対する監督・指導の状況

労働保険事務組合に対する監督・指導の結果、不適正な状況がみられた場合には、文書による是正改善指示について組織的に検討すべきにもかかわらず、検討をしていない状況がみられた。

このため、改善が必要な事項がみられた場合は、指示の手法及び内容を十分に検討すること。

【是正指示事項】

1 局実施計画に基づく業務処理

署においては、埼玉局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

(1) 署長の指示・指導

署長は、処理状況に応じた調査等の実施方法、内容、時期等を明らかにした指示を行わなければならないにもかかわらず、期日を示した具体的かつ実効性のある指示・指導を行っていないもの。

(2) 事案検討会による検討

複雑困難事案については月に1回以上は定期的に事案検討会において検討しなければならないにもかかわらず、受付後3か月間は検討しないこととしていたもの。

(3) 調査計画書の記載

調査事項の追加・削除が生じた場合や調査時期等の変更が生じた場合は、その内容を調査計画書に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

(4) 処理経過簿の記載

事案検討会等における署長の指示・指導事項及び局からの指示・指導事項について、その内容を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

2 OCR入力

請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理をしなければならないにもかかわらず、遅延している事案がみられた。

このため、請求書のOCR入力が受付当日又は翌日までに完了するよう事務処理体制を整備すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

さいたま労働基準監督署
平成20年10月29日実施

【是正指示事項】

現金領収証書

- 1 物品管理官から現金領収証書等の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。
- 2 書損した現金領収証書については、書損の表示とともに右側余白に書損年月日、書損理由及び書損後の経過を記入しなければならないにもかかわらず、書損年月日を記入していない事案がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

中央労災補償業務監察結果

川越労働基準監督署
平成20年10月28日実施

【是正指示事項】

1 局実施計画に基づく業務処理

署においては、埼玉局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

(1) 調査計画書の記載

調査事項の追加・削除が生じた場合や調査時期等の変更が生じた場合は、その内容を調査計画書に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

(2) 処理経過簿の記載

管理者は、複雑困難事案について処理内容を速やかに処理経過簿に記載させ、記載状況の点検、指示を的確に行わなければならないにもかかわらず、受付から3か月間の調査事跡を記載していないもの。

2 特定データ用カードの管理

OCRの特定データ用カードについては、運用管理責任者(署長)の管理及び保管の下、必要な業務処理の都度使用目的を確認して使用させなければならないにもかかわらず、端末操作時以外においても常時OCRに差したままとなっている状況がみられた。

このため、署長は、通達に基づいた適正な管理の下でカードを使用させること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

川越労働基準監督署
平成20年10月28日実施

【是正指示事項】

1 現金領収証書

- (1) 物品管理官から現金領収証書等の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。
- (2) 供用後の現金領収証書等は、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち、役職の上位の者が保管管理者として指定されなければならないにもかかわらず、収入官吏が発令されていない労災課長を指定していたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

2 現金出納簿

複数の領収をまとめて記載する場合には、現金出納簿の摘要欄に外〇〇件と記載しなければならないにもかかわらず、その記載が漏れていた事案がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

3 納付受託証書整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には、納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」の表示をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印を押印していない状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

事務連絡

平成20年12月4日

千葉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年10月22日から24日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2. 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3. 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

千葉労働局

平成20年10月24日実施

【是正指示事項】

1 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）においては、その中に局による指示・支援体制が明記されていなければならないにもかかわらず、この事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

2 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「労働保険・労災補償業務実施計画」）については、局による策定指示はあるもの、その後の指導・調整が行われていない状況がみられた。

このため、署業務計画について、局による指導・調整の下に策定されるよう検討体制を整備すること。

3 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として迅速・適正処理に関して以下のような状況がみられたので、局実施計画の見直しと併せて局による指導を徹底すること。

(1) 局の事案検討

ア 調査計画の検討

署から提出のあった調査計画の内容を検討するため、労災補償課長及び監察官等による検討体制を確立しなければならないにもかかわらず、労災補償課長が加わった検討体制となっていないもの。

イ 長期未決事案の発生防止

長期未決事案の発生を防止するため、調査計画に基づく処理経過を定期的に把握し、事務処理の遅延等の問題点を把握した場合には、その要因を分析し、事案に応じた必要な指導・支援を実施しなければならないにもかかわらず、問題点の分析を踏まえた指導・支援を行っていないもの。

ウ 長期未決事案の早期解消

局管理事案及び署長管理事案の早期解消を目的とした局検討会（貴局における「長期未決事案処理検討会」）を開催しなければならないにもかかわらず、開催していないもの。

(2) 署への指示・指導

ア 処理経過簿の記載については、事案検討会での決定事項及び署管理者の指示・指導事項を記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

イ 処理経過簿の記載については、調査担当者が調査を行った場合には事跡を記載しなければならないにもかかわらず、調査事跡の記載が漏れていたもの。

中央労災補償業務監察結果

千葉労働基準監督署
平成20年10月23日実施

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、千葉局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき事務処理を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

- 1 事案検討会での決定事項を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。
- 2 調査担当者が調査を行った場合には、処理経過簿に事跡を記載しなければならないにもかかわらず、調査事跡の記載が漏れていたもの。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

千葉労働基準監督署
平成20年10月23日実施

【是正指示事項】

1 主任収入官吏の事務取扱

主任収入官吏在庁時は、原則として、主任収入官吏及び補助者が、当該主任収入官吏の現金領収証書を使用して領収しなければならないにもかかわらず、すべて分任収入官吏で領収している状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

2 スタンプ領収の取扱

管理責任者は、領収スタンプを全く使用しなくなった場合、当該スタンプを物品管理官へ返納しなければならないにもかかわらず、返納していないので、手引に基づく適正な事務処理を行うこと。

中央労災補償業務監察結果

柏労働基準監督署
平成20年10月22日実施

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、千葉局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき事務処理を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

- 1 事案検討会での決定事項を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。
- 2 署管理者の指示・指導事項を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

柏 労働基準監督署
平成20年10月22日実施

【是正指示事項】

1 主任収入官吏の事務取扱補助者の命免

主任収入官吏の事務取扱補助者は原則複数名任命しなければならないにもかかわらず、1名のみ任命している状況がみられたので、複数名任命すること。

2 主任収入官吏の事務取扱

主任収入官吏在庁時は、原則として、主任収入官吏及び補助者が、当該主任収入官吏の現金領収証書を使用して領収しなければならないにもかかわらず、すべて分任収入官吏で領収している状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

3 歳入歳出外現金領収証書

歳入歳出外現金領収証書の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられたので、手引きに基づく適正な処理を行うこと。

4 スタンプ領収の取扱

管理責任者は、領収スタンプを全く使用しなくなった場合、当該スタンプを物品管理官へ返納しなければならないにもかかわらず、返納していないので、手引に基づく適正な事務処理を行うこと。

事務連絡

平成20年12月4日

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年11月6日から7日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
2. 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
3. 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】	
	【措置予定】	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

労災保険給付等の迅速・適正処理状況

1 処理経過簿の記載

事案処理に関して、事案検討会での決定事項及び局からの指示・指導事項は、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載することとなっているにもかかわらず、記載していない状況がみられた。

このため、事案検討会での決定事項及び局からの指示・指導事項を処理経過簿に記載するよう署を指導すること。

2 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認並びにOCRが正しく読み取っているか確認作業を行わなければならないにもかかわらず、これを行っていないことを原因とする基本権取消事案がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

3 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項を履行していない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について

事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

新宿労働基準監督署
平成20年11月6日実施

【是正指示事項】

処理経過簿の記載

東京局が策定した「労災保険業務実施細目」において、署管理者は、処理経過簿に事案検討会での決定事項を記載することとなっているにもかかわらず、これを記載していない事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに、定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

八王子労働基準監督署
平成20年11月6日実施

【是正指示事項】

払込遅延

収入官吏は、現金又は証券を受領したときは、領収の日又はその翌日に日本銀行に払い込みしなければならないにもかかわらず、払込遅延が発生したことから、局からの指示により再発防止策が講じられているが、実効性が十分でないため、再発防止策を見直しすること。

事務連絡

平成20年12月4日

神奈川県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年11月4日から5日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注 1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
2. 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
3. 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

神 奈 川 労 働 局
平成20年11月5日実施

【是正指示事項】

労災保険給付等の迅速・適正処理状況

1 署への指示・指導

局実施計画（貴局における「労災関係業務実施要領」）を大幅に改訂し、迅速な労災保険給付のための事務処理体制の整備に局署挙げて尽力し、成果を得つつあるが、現段階では、以下のような事項について、一部実施できていない状況がみられた。

このため、局実施計画の確実な実施について関係職員に対する指導を徹底すること。

(1) 調査計画書の記載

調査計画書の調査予定時期、依頼年月日、完了年月日について、記載することとなっているにもかかわらず、これらを記載していないもの。

(2) 処理経過簿の決裁

6か月未満の事案に係る進行管理として、署長は毎月1回以上調査事案処理経過表を含む調査資料により、調査の進ちよく状況について確認し、決裁しなければならないにもかかわらず、月1回の点検・決裁ができていないもの。

2 局事務連絡の徹底

局の指示（平成15年12月22日付け事務連絡「不備返戻請求書に係る取扱の一部改正について」）により、不備返戻した請求書が1ヶ月経過後において提出がない場合は文書で督促しなければならないにもかかわらず、2ヶ月以上経過してから督促している状況がみられたので、局の指示に基づく適正な処理を徹底させること。

3 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項を履行していない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

横浜北労働基準監督署
平成20年11月4日実施

【是正指示事項】

1 局実施計画に基づく業務処理

署においては、神奈川局が策定した「労災補償給付業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

(1) 調査計画書の記載

調査計画書の調査予定時期、依頼年月日、完了年月日について、記載することとなっているにもかかわらず、これらを記載していないもの。

(2) 処理経過簿の決裁

局が策定した「労災関係業務実施要領」において、6か月未満の事案に係る進行管理として、署長は毎月1回以上調査事案処理経過表を含む調査資料により、調査の進ちよく状況について確認し、決裁しなければならないにもかかわらず、月1回の点検・決裁ができていないもの。

2 その他

(1) 請求書の不備返戻

局の指示（平成15年12月22日付け事務連絡「不備返戻請求書に係る取扱の一部改正について」）により、不備返戻した請求書が1ヶ月経過後において提出がない場合は文書で督促しなければならないにもかかわらず、2ヶ月以上経過してから督促している事案がみられたので、局の指示に基づく適正な処理を行うこと。

(2) 第三者行為災害に係る事務処理

求償権取得・債権発生通知書(求償差し控え該当事案)の決裁について、署長決裁が必要であるにもかかわらず、課長決裁にとどまっていたので、署長決裁を受けて歳入徴収官(局長)へ通知すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

横須賀労働基準監督署

平成20年11月4日実施

【是正指示事項】

現金領収証書

書損した現金領収証書については、書損の表示とともに右側余白に書損年月日、書損理由及び書損後の経過を記入しなければならないにもかかわらず、書損年月日及び書損後の経過を記入していないものがみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

事 務 連 絡

平成20年12月4日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年9月30日から10月3日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労働保険適用徴収・労災補償業務実施要領」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていなければならないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 局の事案検討

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として、局における事務処理について、迅速・適正処理に関し以下のような状況がみられたので、局実施計画の見直しと併せて、局内の検討体制を整備すること。

ア 調査計画の検討

署から提出のあった調査計画の内容を検討するため、労災補償課長及び監察官等による検討体制を確立しなければならないにもかかわらず、労災補償課長が加わった検討体制となっていないもの。

イ 長期未決事案の発生防止

長期未決事案の発生を防止するため、調査計画に基づく処理経過を定期的に把握し、事務処理の遅延等の問題点を把握した場合には、その要因を分析し、事案に応じた必要な指導・支援を実施しなければならないにもかかわらず、問題点の分析を踏まえた指導・支援を行っていないもの。

(2) 署への指示・指導

署における事務処理について、迅速・適正処理に関し以下のような状況がみられたので、局による指導を徹底すること。

ア 署長の指示・指導

署管理者は、具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、調査実施の指示に当たり、処理期限を示さないなど指示に具体性を欠くもの。

イ 事案検討会の開催

(ア) 複雑困難事案について、署管理者は、請求書受付後2週間以内に事案検討会を開催し、調査計画書を作成させなければならないにもかかわらず、①調査計画書作成のための事案検討会を開催していないもの、②開催した事案検討会に署長が参加していないもの、③開催が請求書受付後2か月経過後となっているもの。

(イ) 複雑困難事案について、署管理者は、毎月事案検討会を開催しなければならないにもかかわらず、①開催していないもの、②開催した事案検討会に署長が参加していないもの。

ウ 調査計画書の作成

複雑困難事案については、請求書受付後2週間以内に調査計画書を作成し、局に報告しなければならないにもかかわらず、作成していないもの。

エ 調査計画書の記載

調査計画書の実施状況の「調査着手(依頼)年月日」欄、「完了年月日」欄に記入しなければならないにもかかわらず、記入していないもの。

オ 調査計画の見直し

当初計画した調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続することとなった場合においては、調査計画の見直しをしなければならないにもかかわらず、見直していないもの。

カ 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項及び署事案検討会で決定した事項は、その内容を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

キ 処理経過簿の決裁

署長は、処理経過簿を月1回以上決裁しなければならないにもかかわらず、決裁していないもの。

ク 局への説明

新たに署長管理事案となった事案について、署長等が局労災補償課長及び労災補償監察官等に対して完結予定を含めた処理方針等について説明しなければならないにもかかわらず、これを実施していないもの。

(3) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係

資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これを行っていないことを原因とする基本権取消事案がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

(4) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている以下のような事項を履行していない状況がみられた。

このため、局は上記通達に基づき適正に実施するとともに事務処理体制を整備すること。

ア 労働基準部長によるヒアリング

労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導することになっているにもかかわらず、実施されていないもの。

イ 二次健康診断等給付に係る事務処理

二次健康診断等給付の支給又は不支給に係るシステム入力については、けん制体制の確立に留意しつつ、事案担当者以外の者を入力担当者に指定し、当該入力担当者以外の職員に入力させないようにしなければならないにもかかわらず、事案担当者に入力させているもの。

3 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

(1) 手続勧奨文書の送付

全国労保連愛知県支部との協議会での役割分担により局が手続指導を行うこととなった事業及び支部の加入勧奨にもかかわらず成立手続に至らなかったとして報告を受けた事業については、すべての事業主あてに手続勧奨文書を送付しなければならないにもかかわらず、一部の事業主にのみ送付している状況がみられた。

このため、局は平成17年3月31日付け基徴発第0331001号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る留意事項について」に基づき、手続勧奨文書をすべての事業主あて送付すること。

(2) 職権成立手続

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

(3) 活動報告書

「労働保険適用指導員庁外活動報告書」は、労働保険適用指導員執務準則に基づき、遅滞なく局長に報告しなければならないにもかかわらず、報告していない状況がみられた。

このため、遅滞なく局長に報告を行う体制を整備すること。

2 滞納処分の実施状況

保険料を滞納する事業場で一部納付や債務承認に応じない事業場に対して計画的に財産調査を行った上で差押え手続を行わなければならないにもかかわらず、預金や売掛金などの財産調査を計画的に行っていない状況がみられた。

このため、計画的に財産調査を実施し、差押え等の措置を講ずること。

【是正指示事項】

労災保険給付等の迅速・適正処理状況

署においては、愛知局が策定した「労働保険適用徴収・労災補償業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局実施計画について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

1 事案検討会の開催

- (1) 複雑困難事案について、調査計画書を作成するための事案検討会には署長も参加しなければならないにもかかわらず、署長が参加していないもの。
- (2) 複雑困難事案について、署管理者は、毎月事案検討会を開催しなければならないにもかかわらず、開催していないもの。

2 調査計画書の記載

調査計画書の実施状況の「調査着手(依頼)年月日」欄、「完了年月日」欄に記入しなければならないにもかかわらず、記入していないもの。

3 調査計画書の見直し

当初計画した調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続することとなった場合においては、調査計画の見直しをしなければならないにもかかわらず、見直していないもの。

4 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項及び署事案検討会で決定した事項は、その内容を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、愛知局が策定した「労働保険適用徴収・労災補償業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局実施計画について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

1 事案検討会の開催

複雑困難事案について、署管理者は、請求書受付後2週間以内に事案検討会を開催し、調査計画書を作成させなければならないにもかかわらず、事案検討会を開催していないもの。

2 調査計画書の作成

複雑困難事案については、請求書受付後2週間以内に調査計画書を作成し、局に報告しなければならないにもかかわらず、作成していないもの。

【是正指示事項】

労災保険給付等の迅速・適正処理状況

署においては、愛知局が策定した「労働保険適用徴収・労災補償業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局実施計画について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

1 署長の指示・指導

署管理者は、具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、調査実施の指示に当たり、処理期限を示さないなど指示に具体性を欠くもの。

2 事案検討会の開催

複雑困難事案について、署管理者は、請求書受付後2週間以内に事案検討会を開催し、調査計画書を作成させなければならないにもかかわらず、事案検討会を2か月経過してから開催したもの。

3 処理経過簿の記載

事案処理に関して局が指示・指導を行った事項及び署事案検討会で決定した事項は、その内容を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

4 処理経過簿の決裁

署長は、処理経過簿を月1回以上決裁しなければならないにもかかわらず、決裁していないもの。

事務連絡

平成20年12月4日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年9月3日から5日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

- 注 1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
2. 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
3. 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

大 阪 労 働 局
平成20年9月5日実施

【是正指示事項】

労災保険給付等の迅速・適正処理状況

1 署への指示・指導

局実施計画（貴局における「労災補償業務対策実施要領」）において定めている事項に関して、その実施を徹底していない以下のような状況がみられた。

このため、局実施計画に定めた事項の確実な実施について関係職員に対する指導を徹底すること。

(1) 署長の指示・指導

署管理者等は具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、調査実施の指示に当たり、処理期限を示さないなど指示に具体性を欠くもの。

(2) 調査計画の変更

署管理者等は進捗状況の遅延等が認められた場合には、速やかに調査計画書の見直しを行わなければならないにもかかわらず、調査計画書に記載されている調査完了予定時期を超えて調査を行っている事案において、調査計画書の見直しを行っていないもの。

(3) 処理経過簿の記載

処理経過簿には定期検討会の検討内容等を記載しなければならないにもかかわらず、その記載がないもの。

(4) 処理経過簿の決裁

受付後3か月を経過した事案の処理経過簿は、毎月署長の決裁を受けなければならないにもかかわらず、署長の決裁を受けていないもの。

2 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これを行っていないことを原因とする基本権取消事案がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

3 第三者行為災害に係る事務処理状況

第三者行為災害に係る損害賠償金の債権管理について、平成18年度末と比して平成19年度末の収納未済額が大幅に増加しているにもかかわらず、局として増加原因を分析していない状況がみられた。

このため、増加原因を組織的に分析し、適切な第三者行為災害に係る損害賠償金の債権管理を行うこと。

大 阪 労 働 局
平成20年9月4日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

(1) 職権成立の対象

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みを行っていない状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、「職権成立対象事業台帳」を作成し、事前調査後の手続指導によっても自主的な加入手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

(2) 活動報告書

「労働保険適用指導員庁外活動報告書」は、労働保険適用指導員執務準則に基づき、遅滞なく局長に報告しなければならないにもかかわらず、報告していない状況がみられた。

このため、遅滞なく局長に報告を行う体制を整備すること。

2 滞納処分の実施状況

(1) 滞納整理は、事務組合委託事業に対しても実施しなければならないにもかかわらず、事務組合委託事業ということをもって滞納整理の対象から除外している状況がみられた。

このため、事務組合委託事業についても個別事業と同様に滞納整理の対象とすること。

(2) 保険料を滞納する事業場で一部納付や債務承認に応じない事業場に対して計画的に財産調査を行った上で差押え手続を行わなければならないにもかかわらず、預金や売掛金などの財産調査を計画的に行っていない状況がみられた。

このため、計画的に財産調査を実施し、差押え等の措置を講ずること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

大阪南労働基準監督署
平成20年9月3日実施

【是正指示事項】

署長の指示・指導

署においては、大阪局が策定した「労災補償業務対策実施要領」に基づき、管理者等は具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、調査実施の指示に当たり、処理期限を示さないなど指示に具体性を欠く事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

中央労災補償業務監察結果

茨木労働基準監督署

平成20年9月3日実施

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、大阪局が策定した「労災補償業務対策実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

1 署長の指示・指導

署管理者等は具体的な指示を行わなければならないにもかかわらず、調査実施の指示に当たり、処理期限を示さないなど指示に具体性を欠くもの。

2 調査計画の変更

署管理者等は進捗状況の遅延等が認められた場合には速やかに調査計画書の見直しを行わなければならないにもかかわらず、調査計画書に記載している調査完了予定時期を超えて調査を行っている事案において、調査計画書の見直しを行っていないもの。

事務連絡

平成20年12月4日

岡山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年9月25日から26日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

- 注1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
2. 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
3. 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

岡山労働局

平成20年9月26日実施

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署への指示・指導

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）については、平成20年度版において長期未決対策が整備されたところであるが、以下のような事項について、実施できていない状況がみられた。

このため、局実施計画の確実な実施について、関係職員に対する指導を徹底すること。

ア 事案検討会の開催

脳心、精神等の複雑困難事案については、請求書受付後、調査計画策定のための事案検討会を開催しなければならないにもかかわらず、開催していないもの。

イ 処理経過簿の記載

処理経過簿には、事案検討会の検討結果や局からの指示・指導事項を記載しなければならないにもかかわらず、処理経過簿に記載していないもの。

(2) OCR入力

請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理しなければならないにもかかわらず、遅延している状況がみられた。

このため、請求書のOCR入力が遅延することのないよう事務処理体制の整備について署を指導すること。

2 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察の実施状況

机上監察の対象月については、不正受給等防止対策の観点から対象月の変更に係る検討を毎年行わなければならないにもかかわらず、毎年同じ月としている状況がみられた。

このため、対象月の変更の検討を行って実施すること。

(2) 監察実施後の措置

監察終了の都度、局長等に対して口頭報告がなされなければならないにも

かかわらず、労災補償課長にのみ行われていた状況がみられたので、局長等
に対して口頭報告を実施すること。

【是正指示事項】

1 局実施計画に基づく業務処理

署においては、岡山局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

(1) 事案検討会の開催

脳心、精神等の複雑困難事案については、請求書受付後、調査計画策定のための事案検討会を開催しなければならないにもかかわらず、開催していないもの。

(2) 処理経過簿の記載

処理経過簿には、事案検討会の検討結果や局からの指示・指導事項を記載しなければならないにもかかわらず、処理経過簿に記載していないもの。

2 OCR入力

請求書を受理した場合には、受付当日又は翌日にOCR入力処理しなければならないにもかかわらず、遅延している事案がみられた。

このため、請求書のOCR入力が遅延することのないよう事務処理体制を整備すること。

事務連絡

平成20年12月4日

山口労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年10月15日から17日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2. 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3. 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

山 口 労 働 局

平成20年10月17日実施

【是正指示事項】

1 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災保険業務実施要綱」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていなければならないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として迅速・適正処理に関して以下のような状況がみられたので、局実施計画の見直しと併せて局による指導を徹底すること。

ア 調査計画書の作成

調査計画書に記載する調査等予定日は、できる限り実施時期を特定して記載すべきであるにもかかわらず、調査等予定日欄に2か月以上の幅をもった期間を記載していることから、実効性のある調査計画書となっていないもの。

イ 処理経過簿の記載

(ア) 山口局が策定した「請求書等進行管理フローチャート」においては、署管理者の指示・指導事項を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

(イ) 事案検討会の検討結果及び局からの指示・指導事項は、保険給付の決定に重要な事項であることから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していないもの。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察実施後の措置

ア 局長決裁を受け、局長名で是正改善指示文書を発出しなければならないにもかかわらず、労災補償課長決裁にとどまり、地方労災補償監察官名で当該文書を発出している状況がみられた。

このため、監察実施後の措置を決定する体制を見直すこと。

イ 法令、通達、手引等に明らかに反する事務処理については、署に対して文書により是正改善を指示すべきにもかかわらず、特段の理由もなく、口頭指導にとどまっている状況がみられた。

このため、監察の結果、是正改善を要する事項については、文書により是正改善指示を行い、期限を定めて是正改善状況を文書で報告させ、その状況を確認すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

宇部労働基準監督署
平成20年10月15日実施

【是正指示事項】

処理経過簿の記載

署においては、山口局が策定した「請求書等進行管理フローチャート」に基づき、署管理者の指示・指導事項を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していない事案がみられた。

このため、署管理者は局が作成した事務処理要領等を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

【是正指示事項】

1 現金領収証書の表紙

物品管理官から現金領収証書等の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられたので、手引に基づき適正な事務処理を行うこと。

2 スタンプ領収の取扱

スタンプ領収の取扱日については、手引において、「来客が集中すると予想される年度更新時期における納期限前1週間程度及び納期限後における集合徴収日であって相当程度の領収が見込まれる時」となっているにもかかわらず、納期限後における集合徴収日でない日を取扱日としている状況がみられた。

このため、局と協議の上、手引に基づく適切な取扱いをすること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

岩国労働基準監督署
平成20年10月16日実施

【是正指示事項】

処理経過簿の記載

署においては、山口局が策定した「請求書等進行管理フローチャート」に基づき、署管理者の指示・指導事項を処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していない事案がみられた。

このため、署管理者は局が作成した事務処理要領等を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

岩国労働基準監督署
平成20年10月16日実施

【是正指示事項】

1 現金領収証書の表紙

物品管理官から現金領収証書等の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられたので、手引に基づき適正な事務処理を行うこと。

2 スタンプ領収の取扱

スタンプ領収の取扱日については、手引において、「来客が集中すると予想される年度更新時期における納期限前1週間程度及び納期限後における集合徴収日であって相当程度の領収が見込まれる時」となっているにもかかわらず、納期限後における集合徴収日でない日を取扱日としている状況がみられた。

このため、局と協議の上、手引に基づく適切な取扱いをすること。

事 務 連 絡

平成20年12月4日

香川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年9月10日から12日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
 2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
 3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

香 川 労 働 局

平成20年9月11日実施

【是正指示事項】

1 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「署労災補償業務実施要領」）については、局による指導・調整の下に、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、局実施計画において、依然として4月に策定することとしていたため、新年度に入ってから策定されている状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が、局による指導・調整の下に前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）については、平成20年度版において長期未決対策が整備されたところであるが、以下のような事項について、実施できていない状況がみられた。

このため、局実施計画の確実な実施について、関係職員に対する指導を徹底すること。

(1) 調査計画の変更

ア 当初策定した調査計画書の調査完了予定時期を超えて調査が継続することとなった場合等においては、調査計画の見直しをしなければならないにもかかわらず、変更された調査計画書を作成していないもの。

イ 請求書受付から1年経過し、局から調査計画の見直しが指示されているにもかかわらず、見直しをしていないもの。

(2) 処理経過簿の記載

事案処理に関して署長が指示・指導を行った事項は処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察実施後の措置

監察結果報告書は、総務部長、労働基準部長も参画して作成すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

香 川 労 働 局
平成20年9月12日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

(1) 職権成立の対象

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みを行っていない状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、「職権成立対象事業台帳」を作成し、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

(2) 活動報告書

「労働保険適用指導員庁外活動報告書」は、労働保険適用指導員執務準則に基づき、遅滞なく局長に報告しなければならないにもかかわらず、報告していない状況がみられた。

このため、遅滞なく局長に報告を行う体制を整備すること。

2 滞納処分の実施状況

保険料を滞納する事業場で一部納付や債務承認に応じない事業場に対して計画的に財産調査を行った上で差押え手続を行わなければならないにもかかわらず、預金や売掛金などの財産調査を計画的に行っていない状況がみられた。

このため、計画的に財産調査を実施し、差押え等の措置を講ずること。

3 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 局における問題

ア 現金領収証書等の請求

現金領収証書等の請求については、平成15年8月28日付け基徴発第0828001号「収納事務等に関する牽制体制について」により、分任収入官吏が物品請求書等を物品管理官に提出して行わなければならないにもかかわらず、現在、使用している現金領収証書等の裏表紙に請求のゴム印を押

し主任収入官吏の検印を受け請求している状況がみられた。

このため、上記通達に基づき適正に処理すること。

イ 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には、納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」表記をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印を押印していない状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

(2) 署における問題

署における事務処理において、主任収入官吏の事務取扱補助者は原則複数名任命しなければならないにもかかわらず、1名のみ任命している状況がみられたので、局による指導を徹底すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

坂出労働基準監督署
平成20年9月10日実施

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、香川局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき、請求書受付から1年経過し、局から調査計画の見直しが指示されているにもかかわらず、見直しをしていない事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

坂出労働基準監督署
平成20年9月10日実施

【是正指示事項】

主任収入官吏補助者の命免

主任収入官吏の事務取扱補助者は原則複数名任命しなければならないにもかかわらず、1名のみ任命している状況がみられたので、複数名任命すること。

事務連絡
平成20年12月4日

愛媛労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年9月25日から26日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「労災補償業務実施計画書」）については、局による指導・調整の下に策定しなければならないにもかかわらず、この指導・調整が行われていない状況がみられた。

このため、署業務計画は、局による指導・調整の下に策定されるよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署への指示・指導

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）については、平成20年度版において長期未決対策が整備されたところであるが、以下のような事項について、実施できていない状況がみられた。

このため、局実施計画の確実な実施について、関係職員に対する指導を徹底すること。

ア 署長の指示・指導

署長は必要に応じた確かつ具体的な指示を行い、処理経過簿にその指示内容を記載しなければならないにもかかわらず、処理状況に応じた調査等の実施方法及び時期等を明らかにした具体的かつ実効性のある指示・指導を行っていないもの。

イ 調査計画書の記載

調査対象等は具体的かつ調査時期を定めて記載しなければならないにもかかわらず、調査計画書に資料や意見書の提出期限及び調査実施年月日を記載していないもの。

ウ 処理経過簿の記載

地方監察及び業務指導時の指示事項を含む局からの指示事項は、処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、局からの追加調査の指示を記載していないもの。

(2) 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項を履行していない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、総務部長が参画していない状況がみられた。

このため、総務部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察実施後の措置

監察結果報告書は、総務部長、労働保険徴収室長も参画して作成すべきにもかかわらず、総務部長、労働保険徴収室長が参画していない状況がみられた。

このため、総務部長、労働保険徴収室長も参画して検討する体制を整備すること。

中央労災補償業務監察結果

新居浜労働基準監督署

平成20年9月25日実施

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、愛媛局が策定した「労災補償給付業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

1 署長の指示・指導

署長は、必要に応じ的確かつ具体的な指示を行い、処理経過簿にその指示内容を記載しなければならないにもかかわらず、処理状況に応じた調査等の実施方法及び時期等を明らかにした具体的かつ実効性のある指示・指導を行っていないもの。

2 調査計画書の記載

調査対象等は、具体的かつ調査時期を定めて記載しなければならないにもかかわらず、調査計画書に資料や意見書の提出期限を記載していないもの。

3 処理経過簿の記載

地方監察及び業務指導時の指示事項を含む局からの指示事項は、処理経過簿に記載しなければならないにもかかわらず、局からの追加調査の指示を記載していないもの。

事務連絡
平成20年12月4日

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年10月15日から17日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1. 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 2. 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 3. 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察結果

福 岡 労 働 局
平成20年10月17日実施

【是正指示事項】

労災保険給付等の迅速・適正処理状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）については、平成20年度版において長期未決対策が整備されたところであるが、以下のような事項について、実施できていない状況がみられた。

このため、局実施計画の確実な実施について、関係職員に対する指導を徹底すること。

1 署への指示・指導

(1) 事案検討会の開催

複雑困難事案と定義付けられている石綿関連疾患事案及び振動障害事案については、受付後、速やかに署長、労災担当次長、労災主務課長及び調査担当者による計画検討会を開催し、調査計画書を作成しなければならないにもかかわらず、計画検討会を開催していないもの。

(2) 署長の指示・指導

署長は、複雑困難事案以外の要調査事案に関し、受付後2か月を経過した後、直近で開催された事案検討会において、今後、調査しなければならない事項が多岐にわたるなどの事案として、複雑困難事案に準じて調査計画書の作成を指示しなければならないにもかかわらず、調査計画書を作成していないもの。

(3) 処理経過簿の記載

ア 処理経過簿は、事案検討会及び調査計画の策定時における計画検討会の協議・検討事項の概要を記載しなければならないにもかかわらず、これを記載していないもの。

イ 処理経過簿は、局からの指示事項（地方監察及び業務指導時の指示事項を含む。）についても記載しなければならないにもかかわらず、これを記載していないもの。

2 基本的事務処理の点検状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」により指示されている諸事項を履行して

いない状況がみられた。

このため、労災補償課長は、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、これに基づき日常における事務処理が適正に実施されているか確認すること。

また、当該文書を労働基準部長に提出するとともに、職員に当該文書を配布することにより、業務ごとの担当者、けん制体制及び決裁の順序等を周知・徹底すること。

さらに労働基準部長は、半期ごとに労災補償課長、労災管理調整官、各業務の統括者に対してのヒアリングを実施し、本来行われるべき事務処理について事案の処理状況をも含めて適正に行われているか、また、必要な決裁が行われているかなど、事務処理の実態を把握し、必要に応じて改善措置を具体的に指導すること。

中央労災補償業務監察結果

福岡中央労働基準監督署
平成20年10月16日実施

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、福岡局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

1 事案検討会の開催

複雑困難事案と定義付けられている石綿関連疾患事案及び振動障害事案については、受付後、速やかに署長、労災担当次長、労災主務課長及び調査担当者による計画検討会を開催し、調査計画書を作成しなければならないにもかかわらず、計画検討会を開催していないもの。

2 処理経過簿の記載

処理経過簿は、事案検討会及び調査計画の策定時における計画検討会の協議・検討事項の概要を記載しなければならないにもかかわらず、これを記載していないもの。

中央労災補償業務監察結果

福岡東労働基準監督署

平成20年10月15日実施

【是正指示事項】

局実施計画に基づく業務処理

署においては、福岡局が策定した「労災補償業務実施要領」に基づき各種業務を実施しなければならないにもかかわらず、これに違背する以下のような事案がみられた。

このため、署長は、局が策定した事務処理要領等について、その内容を十分理解するとともに定められた事務処理を確実に実施すること。

1 署長の指示・指導

署長は、複雑困難事案以外の要調査事案に関し、受付後2か月を経過した後、直近で開催された事案検討会において、今後、調査しなければならない事項が多岐にわたるなどの事案として、複雑困難事案に準じて調査計画書の作成を指示しなければならないにもかかわらず、調査計画書を作成していないもの。

2 処理経過簿の記載

(1) 処理経過簿は、事案検討会及び調査計画の策定時における計画検討会の協議・検討事項の概要を記載しなければならないにもかかわらず、これを記載していないもの。

(2) 処理経過簿は、局からの指示事項（地方監察及び業務指導時の指示事項を含む。）についても記載しなければならないにもかかわらず、これを記載していないもの。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

福岡東労働基準監督署

平成20年10月15日実施

【是正指示事項】

現金領収証書

書損した現金領収証書については、書損の表示とともに右側余白に書損年月日、書損理由及び書損後の経過を記入しなければならないにもかかわらず、書損年月日を記入していないものがみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

事務連絡

平成20年12月4日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察については、平成20年10月21日から24日に実施し、監察終了後口頭により講評を行ったところであるが、是正改善を要する事項について別紙により改めて通知するので、是正指示事項に対する措置状況を監督署分も含めて別添様式により平成21年1月27日(火)までに報告されたい。

なお、労働基準監督署分については貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労災補償業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是正指示事項	是正改善状況	備考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

- 注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。
- 注2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。
- 注3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	<p>【措置済】</p> <p>【措置予定】</p>	

注1 局労災・局徴収・署労災・署徴収の順に別葉にて記載すること。

2 是正改善状況については、【措置済】と【措置予定】に分け、改善の内容及びその実施時期（未実施である場合にはその予定時期）を具体的に記載すること。また、単純な事務処理誤りであるものについては、是正確認の状況を記載すること。

3 備考欄には、記載内容の説明資料となる文書・資料名等を記載し、併せて提出すること。

【是正指示事項】

1 管内行政課題の把握及び業務実施計画の策定状況

(1) 局実施計画の策定状況

局実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」）においては、その中に①調査計画書の作成手順、②署長による具体的な進行管理の手法、③局による指示・支援体制、④局署間の情報伝達・連携方法等が明記されていないにもかかわらず、これらの事項の記述不足の状況がみられた。

このため、局実施計画について、直ちに、組織的に検討の上、上記事項を明記するとともに、その内容を関係職員に周知徹底すること。

(2) 署業務計画の策定状況

署業務計画（貴局管内各監督署における「年間業務計画」）については、前年度末までに策定しなければならないにもかかわらず、新年度に入ってから策定している状況がみられた。

このため、署業務計画の策定が前年度末までに完了するよう検討体制を整備すること。

2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 署への指示・指導

上記1で指摘したとおり、局実施計画が整備されていないこと等を要因として迅速・適正処理に関して以下のような状況がみられたので、局実施計画の見直しと併せて局による指導を徹底すること。

ア 調査計画の変更

当初策定した調査計画の完了予定年月日を超えて調査を継続することとなった場合等において、当然、調査計画の見直しをすべきにもかかわらず、変更した調査計画書を作成していないもの。

イ 処理経過簿の記載

事案処理に関して、署長が指示・指導を行った事項及び事案検討会での決定事項については、保険給付の決定に重要な事項であるから、その内容を処理経過簿に記載すべきにもかかわらず、記載していないもの。

(2) 年金業務関係

年金給付に係る事務処理において、支給決定時及び決議書入力時には関係資料との照合・確認を行わなければならないにもかかわらず、これを行っていないことを原因とする基本権取消事案がみられた。

このため、年金給付に係る事務処理について基本的な事務処理の徹底を指導すること。

(3) 特定データ用カードの管理

OCRの特定データ用カードについては、運用管理責任者(署長)の管理及び保管の下、必要な業務処理の都度使用目的を確認して使用させなければならないにもかかわらず、端末操作時以外においても常時OCRに差したままとなっている又は対象業務を確認せず使用させていた状況がみられた。

このため、通達に基づいた適正な管理の下でカードを使用するよう署を指導すること。

3 地方労災補償監察官制度の運用状況

(1) 監察計画の策定状況

監察計画は、総務部長や労働基準部長も参画した組織的検討の下に策定すべきにもかかわらず、両部長が参画していない状況がみられた。

このため、両部長も参画して検討する体制を整備すること。

(2) 監察実施後の措置

監察終了の都度行われるべき監察結果の口頭報告が総務部長、徴収室長に対してなされていない状況がみられたので、総務部長、徴収室長に対して口頭報告を実施すること。

(3) 監察結果報告書の活用状況

中央及び地方監察結果報告書は、署長に対して内容を説明すべきにもかかわらず、配布にとどまっている状況がみられた。

このため、両報告書の内容が署長に十分理解されるよう、会議等の場で説明すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

熊 本 労 働 局

平成20年10月24日実施

【是正指示事項】

1 労働保険の未手続一掃対策の実施状況

(1) 職権成立の対象

局が戸別訪問指導による手続指導を行っても加入しない事業に対しては、職権成立の対象事業として絞り込みを行うべきところ、絞り込みが不十分な状況がみられた。

このため、積極的に職権成立の対象事業の絞り込みを行った上で、事前調査後の手続指導によっても自主的な成立手続を行わない事業については、収集した情報に基づき職権成立手続を行うこと。

(2) 活動報告書

「労働保険適用指導員庁外活動報告書」は、労働保険適用指導員執務準則に基づき、遅滞なく局長に報告しなければならないにもかかわらず、報告していない状況がみられた。

このため、遅滞なく局長に報告を行う体制を整備すること。

2 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 局における問題

現金領収等に関して以下のような状況がみられたので、それぞれ手引に基づく適正な処理を行うこと。

ア 現金領収証書

(ア) 現金領収証書の原符に主任収入官吏が検印しなければならないにもかかわらず、検印していないもの。

(イ) 現金領収証書の備考欄に証券に係る記号番号等を記載しなければならないにもかかわらず、記載していないもの。

(ウ) 書損した現金領収証書については、書損の表示とともに右側余白に書損年月日、書損理由及び書損後の経過を記入しなければならないにもかかわらず、書損年月日を記入していないもの。

イ スタンプ領収

スタンプ領収による取扱いは、年度更新時期における納期限1週間程度

及び納期限後における集合徴収日であって相当程度の領収が見込まれる時に限り実施できることとなっているにもかかわらず、年度の初めから納期限後も含め33日間にわたって実施していたもの。

(2) 署における問題

署における事務処理において、以下のような状況がみられたので、局による指導を徹底すること。

ア 現金領収証書の表紙

物品管理官から現金領収証書等の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入が漏れていたもの。

イ 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には、納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」の表示をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印を押印していないもの。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

熊本労働基準監督署

平成20年10月22日実施

【是正指示事項】

特定データ用カードの管理

OCRの特定データ用カードについては、運用管理責任者(署長)の管理及び保管の下、必要な業務処理の都度使用目的を確認して使用させなければならないにもかかわらず、端末操作時以外においても常時OCRに差したままとなっている状況がみられた。

このため、署長は、通達に基づいた適正な管理の下でカードを使用させること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

熊本労働基準監督署
平成20年10月22日実施

【是正指示事項】

現金領収証書の表紙

物品管理官から現金領収証書等の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられたので、手引に基づく適正な事務処理を行うこと。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

玉名労働基準監督署
平成20年10月21日実施

【是正指示事項】

特定データ用カードの管理

OCRの特定データ用カードについては、運用管理責任者(署長)の管理及び保管の下、必要な業務処理の都度使用目的を確認して使用させなければならないにもかかわらず、使用目的の確認を行わず使用させていた状況がみられた。

このため、署長は、通達に基づいた適正な管理の下でカードを使用させること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

玉名労働基準監督署
平成20年10月21日実施

【是正指示事項】

1 現金領収証書の表紙

物品管理官から現金領収証書等の交付を受けた時は、表紙の余白に、交付年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、記入漏れがみられたので、手引に基づく適正な事務処理を行うこと。

2 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合には、納付受託証券整理簿の備考欄へ「完結」の表記をするとともに主任収入官吏の確認印を押印しなければならないにもかかわらず、主任収入官吏の確認印を押印していない状況がみられたので、手引に基づく適正な事務処理を行うこと。